5-1 課税状況

(1) 課税状況

(1)	課柷状况 区	5	, Э		相続人	の数	金額
π.	/8	n	lar de			人	千円
取 —	得 	財 産 	価 額			6, 507	476, 283, 926
相	続 時 精 9	算課税適用財	産 価 額	į		130	3, 658, 672
債	務	控除	籍	į		3, 457	48, 366, 774
暦	年 課 税	分 贈 与 財	産 価 額	į		769	2, 982, 534
課	1		格	実		6, 530	434, 558, 359
		算 出	税	i		6, 396	59, 998, 162
相	続 税 額	2 割 加	算 額	į		581	654, 776
		計		実		6, 396	60, 652, 938
		暦 年 課 税 分	贈与税			249	258, 415
		配偶	者			1, 065	18, 926, 481
		未成	年 者			63	16, 782
税	額 控 除	障害	者			102	79, 685
		相次	相続			255	717, 324
		外国	税	i		2	375, 541
		計		実		1, 650	20, 374, 228
差	Ē	别税	額	実		5, 549	40, 294, 798
相	続 時 精 算	課税分贈与税	額 控 除 額	i		46	217, 747
小			計			5, 545	40, 077, 051
農	地等	納 税 猶 予	税額	i		142	1, 109, 705
株	式等	納 税 猶 予	税額	i		5	228, 400
_	# # # # # # 	納付	税解	実		5, 495	38, 804, 568
甲	告納税額	還付	税 額	実		27	77, 186
災	害 減 免	法による免	除税額			_	-
遺	産に	 系 る 基 礎 İ		i		2, 380	190, 710, 000
				1			

調査対象等:平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申 告書を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づい て作成した。
「遺産にかかる基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。 広島国税局

2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。 相続税1 (H20)

⁽注) 1

(2) 課税状況の累年比較

年	\wedge	電車	果税価格		相続税額	税額控除	糸	內付税額		被相続人の数
4-	分	相続人の数	金 額		个日形记行记者具	忧积短床	相続人の数	金	額	が文作日形にノヘック安久
		人		千円	千円	千円	人		千円	人
平成1	6 年 分	6, 733	41	4, 682, 796	44, 109, 978	13, 913, 721	5, 629	2	7, 680, 319	2, 394
平成1	7年分	6, 901	44	£2, 280, 596	54, 779, 013	17, 426, 282	5, 811	3	5, 251, 902	2, 432
平成1	8 年 分	6, 483	40	5, 865, 291	47, 063, 718	14, 509, 269	5, 468	3	1, 078, 854	2, 290
平成1	9年分	6, 791	41	3, 267, 205	46, 273, 046	13, 236, 571	5, 718	3	1, 395, 838	2, 400
平成2	0 年 分	6, 530	43	34, 558, 359	60, 652, 938	20, 374, 228	5, 495	3	8, 804, 568	2, 380

(3)	税着	务署.	別部	果税状況					ī
税	務	署	名		说 価 格		付税	額	被相続人
176	127	18	711	相続人の数	金額	相続人の数	金	額	の数
				人	千円	人		千円	人
鳥			取	151	8, 446, 522	131		450, 084	58
米			子	138	8, 565, 392	111		505, 140	55
倉			吉	55	2, 541, 203	49		147, 455	18
鳥	取	県	計	344	19, 553, 117	291		1, 102, 679	131
			N-m-	015	10 101 001	150		0.40, 055	
松			江田	215	13, 481, 061	179		943, 055	77
<u>浜</u> 出			田雲	49 127	2, 647, 551	39		157, 494	15 43
益			芸田	43	7, 333, 042 3, 249, 747	104 39		424, 040 330, 713	
石	見	大	田田	9	637, 419	8		48, 721	14 5
大	九	八	東	18	706, 738	13		16, 781	6
西			郷	7	578, 672	6		31, 875	4
島	根	県	計	468	28, 634, 230	388		1, 952, 679	164
1110	1K	<i>></i> \	н	100	20, 00 1, 200	000		1, 002, 070	101
畄	山		東	308	17, 446, 017	260		1, 203, 053	101
岡	山		西	386	25, 316, 133	329		2, 156, 395	138
西	大		寺	80	4, 818, 518	61		304, 393	32
瀬			戸	50	2, 666, 844	40		116, 522	22
児			島	52	3, 380, 108	45		328, 763	15
倉			敷	372	23, 613, 725	313		1, 449, 007	151
玉			島	96	6, 036, 303	70		1, 065, 466	38
津			山	123	9, 067, 462	96		1, 092, 628	45
玉			野	18	983, 855	16		38, 546	8
笠			尚	65	7, 937, 710	54		1, 287, 223	25
高			梁	19	843, 994	15		31, 431	6
新			見	16	729, 413	10		7, 295	6
久	.1.		世_	25	1, 404, 559	21		65, 593	8
岡	山	県	計	1, 610	104, 244, 641	1, 330		9, 146, 315	595
広	島		東	260	16, 167, 856	234		1, 624, 381	92
広			南	210	14, 309, 023	178		1, 397, 350	74
広	島		西西	274	19, 018, 706	238		1, 990, 161	107
広	島		北	448	26, 443, 902	381		1, 836, 159	156
/	<u> </u>		1,12	184	12, 275, 322	160		1, 092, 781	68
竹			原	36	3, 044, 303	31		480, 862	13
竹三			原	72	4, 206, 355	52		183, 972	28
尾			道	106	6, 105, 424	93		293, 878	
福			Щ	452	44, 308, 681	372		5, 895, 083	171
府			中	139	6, 866, 584	114		310, 136	49
\equiv			次	57	3, 052, 940	45		168, 760	17
庄			原	18	1, 434, 308	14		107, 335	7
西			条	147	9, 594, 935	108		702, 852	56
#	日		市	276	18, 961, 180	241		1, 705, 032	106
海			田	222	13, 363, 651	186		1, 122, 278	73
古	~	ıe	田	32	1,607,375	28		80, 095	13
広	島	県	計	2, 933	200, 760, 545	2, 475		18, 991, 115	1, 075
下.			月月	000	94 970 109	100		2 270 240	77.4
<u>下</u> 宇			関部	223 112	24, 279, 183	196 93		3, 370, 346	74 45
<u>十</u> 山			口口	160	7, 284, 194 10, 874, 808	136		693, 814 890, 425	62
Ш	萩		П	63	2, 227, 161	57		129, 017	18
徳	水		山	213	11, 535, 336	177		693, 552	75
防			府	108	6, 695, 387	93		443, 041	41
岩			国	125	8, 701, 820	110		733, 683	41
\L	光			62	3, 342, 558	56		187, 421	20
長	76		門	34	2, 560, 789	29		294, 494	11
柳			井	43	2, 445, 518	35		143, 101	17
厚			狭	32	1, 419, 073	29		32, 888	11
山		県	計	1, 175	81, 365, 827	1, 011		7, 611, 782	415
					,, . 				
総			計	6, 530	434, 558, 359	5, 495		38, 804, 568	2, 380
		_			税状況」を税務署別		- 1		

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

	(4) 中音及い処理の状況														
Г			区	/	(課程	兑	価 格		納付	税額		被相続人の数	
				7	J		相続人の数		金 額		相続人の数	金			又个日形にノヘック多久
							人		千円		人		千円		人
				申	告	Į	6, 539		431, 687, 503		5, 503		38, 332, 463		2, 380
				修正申告	による増差額	Į	197		3, 379, 385		293		605, 340		129
	本	年	分	更正に	よる増差額	Į	-		_		_		-		-
	4	+)J	更正等に	こよる減差額	Į	66		-508, 529		102		-133, 236		49
				決	定	Į	_		_		_		-		_
					計	実	6, 530		434, 558, 359	実	5, 495		38, 804, 568	実	2, 380
				申	告 客	Ę	174		8, 576, 527		153		464, 450		87
				修正申告	による増差額	Ę	1, 265		14, 074, 443		1,864		2, 625, 159		718
	過	年	\wedge	更正に	よる増差を	Ę	9		1, 003, 601		17		394, 796		10
	迥	平	分	更正等に	こよる減差額	Ę	264		-1, 951, 837		339		-693, 833		168
				決	定	Ę	1		5, 582		1		2, 631		1
					計	実	1, 439		21, 708, 316	実	2, 120		2, 793, 205	実	832
				申	告 客	Ę	6, 713		440, 264, 030		5, 656		38, 796, 913		2, 467
				修正申告	による増差額	Ę	1, 462		17, 453, 828		2, 157		3, 230, 501		847
	_		計	更正に	よる増差を	Ę	9		1, 003, 601	_	17		394, 796		10
	合		ĒΤ	更正等に	こよる減差額	Į	330		-2, 460, 366		441		-827, 068		217
				決	定	Į	1		5, 582		1	_	2, 631		1
						実	7, 969		456, 266, 675	実	7, 615		41, 597, 773	実	3, 212

「本年分」は平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。 調査対象等:

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告 又は処理(更正、決定等)による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から 平成21年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注)
- 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。 2 増(減)差額の区分は差引税額(納税猶予前)の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

(0)		\\ \\			無申告	加算税	重加算税			
区		分	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
			人	千円	人	千円	人	千円		
本	年	分	98	42, 609	51	3, 390	6	9, 139		
過	年	分	1, 419	213, 318	139	39, 081	170	246, 302		
合		計	1, 517	255, 927	190	42, 470	176	255, 441		

5-2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

(1)	八只、	11本1	兀 Щ /	1日/	女 () 祝額											
課税	. 価	格	階	級	被相続人の数	課税	佃	i 格	左の相続時精算課税	包暦	年課税分	納	ナ 税	額	法定	相続人数
					人			千円	適用財産価額		与			千円		,
	Parker		15.1			_										,
1	億	円	以	٢	626	5	2, 06	60, 646	1, 225, 64	1	384, 848		758,	425		1, 42
1	億	Р]	超	1, 226	16	7, 94	19,011	1, 089, 367	7	986, 428		6, 758,	873		3, 87
2		"			292	6	9, 71	.9, 378	259, 915	5	449, 220		5, 562,	, 928		1, 03
3		"			168	6	2, 45	58, 906	942, 525	5	625, 668		8, 085,	621		60
5		11			34	1	9, 65	53, 676	-	-	118, 594		3, 471,	, 159		11
7		11			17	1	3, 77	9, 543	25, 000	0	81, 477		2, 849,	, 196		5
10		"			13	1	8, 68	32, 044	20, 242	2	183, 677		4, 084,	054		4
20		"			1		2, 03	39, 410	-	-	10, 541		728,	, 758		
30		"			1		3, 76	64, 968	-	-	40, 800		864,	457		
50		"			1		5, 72	22, 072	70, 000	0	_		1, 314,	017		
70		"			_			_	-	-	_			-		
100)	"			1	1	5, 85	57, 849	-	-	55, 550		3, 854,	975		
	合	計			2, 380	43	1, 68	37, 503	3, 632, 689	9	2, 936, 804	3	8, 332,	463		7, 17

調査対象等:平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

	税価格		法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数												
課階	税 価 格 級		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1	億 円 以	下	13	128	223	195	67	_	_	_	_	_	_	_	
1	億 円	超	10	85	241	474	269	101	32	4	8	1	1	_	
2	IJ		1	14	50	94	83	25	10	7	2	4	-	2	
3	IJ		-	4	34	41	60	16	5	6	1	-	1	-	
5	"		_	5	4	6	16	2	1	-	-	_	-	_	
7	JJ		_	2	4	3	5	1	_	2	-	_	-	_	
10	IJ		_	_	3	4	3	3	-	-	-	-	-	-	
20	IJ		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
30	"		_	_	-	1	_	_	_	-	-	_	-	_	
50	"		_	_	-	-	1	_	_	-	-	_	-	_	
70	"		_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
100	"		_	_	-	1	-	_	_	-	-	_	-	_	
	合 計		24	238	559	820	504	148	48	19	11	5	2	2	

調査対象等: 平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」(株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産の課税状況

(1)被相続人の数及び取得財産価額

	売人の数及び取得財産価額 財産等の種類	褚	支 相	続人の数	取 得 財 産 価 額
	田(耕作権及び永小作権を含む。)			人 795	千円 24, 268, 180
	畑 (")			962	16, 812, 854
土	宅地(借地権を含む。)			2, 171	130, 061, 755
	<u></u> 山 林			798	1, 389, 476
地				775	13, 658, 609
	計	実		2, 211	186, 190, 875
家	屋 、 構 築 物			2, 124	25, 241, 383
事 業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品			320	590, 031
美 (#	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	-		55	470, 473
(農業)				76	245, 191
	その他の財産			159	673, 912
用 財 産	計	実		429	1, 979, 607
	特定同族会社の株式及び出資			487	30, 433, 654
有	同上以外の株式及び出資			1, 556	34, 558, 266
有価証券	公 債 及 び 社 債			623	11, 982, 580
券	投資·貸付信託受益証券			729	18, 538, 011
	計	実		1, 891	95, 512, 511
現	金、預貯金等			2, 369	109, 213, 460
家	庭用財産			1, 576	1, 163, 350
	生 命 保 険 金 等			566	16, 884, 432
その	退職金及び功労金等			170	10, 495, 920
他の	立			140	180, 803
財 産	そ の 他			2, 041	26, 405, 171
	計	実	1	2, 120	53, 966, 326
合	計	実		2, 377	473, 267, 512
	時精算課税適用財産価額			105	3, 632, 689
債 ———	務			2, 042	43, 568, 055
葬	式 費 用			2, 316	4, 581, 447
	計	実	1	2, 348	48, 149, 503
	引 純 資 産 価 額	美		2, 380	428, 750, 699
加算贈	与財産価額/暦年課税分贈与財産価額			428	2, 936, 804
課	税 価 格	実		2, 380	431, 687, 503

調査対象等:平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により 財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」 (株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者につい ては、同日までに提出された申告書を含む。)に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。